

広島県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年十一月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 道路の種類  
県道
- 二 路線名  
吉舎豊栄線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字小国字次郎丸四二四〇番一 地先から 世羅郡世羅町大字小国字太平地四六六三番一 地先まで	一・〇〇〇 五三・〇〇	一・〇〇〇 五三・〇〇	一、〇九八 五〇	一、〇九八 五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八四四・〇〇 メートル 県道三次大和 線と一部重複 県道世羅甲田 線と一部重複
	五・七〇〇 二〇・〇〇	八七五・〇〇			

- 一 道路の種類  
県道
- 二 路線名  
三次大和線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

区 間		新	旧
世羅郡世羅町大字小国字次郎丸四二六一番一 地先から 世羅郡世羅町大字小国字竹之迫二〇四〇番一 地先まで		新 一四・八〇〇 五三・〇〇〇	旧 一六・八〇〇 四六・六〇〇
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
		延長 (メートル)	延長 (メートル)
		備考 ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三三七・〇〇 メートル 県道吉舎豊栄 線と一部重複	備考 ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二八三・〇〇 三六〇・〇〇

一 道路の種類

県道

二 路線名

世羅甲田線

三 道路の区域

区 間		新	旧	新旧 の別
世羅郡世羅町大字小国字祇園三三一九番一 地先から 世羅郡世羅町大字小国字太平地四六六三番一 地先まで		新 一四・八〇〇 五三・〇〇〇	旧 一四・八〇〇 五三・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
		延長 (メートル)	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
		備考 ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、〇三〇・ 〇〇メートル 県道吉舎豊栄 線と一部重複	備考 ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、〇七〇・ 〇〇	備考 ダブルウェイ 解除 不用物件延長 九八〇・〇〇